

防府市議会報告会実施要綱

平成23年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市議会基本条例（平成22年防府市条例第31号）第7条第1項の規定に基づき実施する議会報告会（以下「報告会」といいます。）について必要な事項を定めるものです。

(開催時期等)

第2条 報告会は、議長が主催し、報告会の実施時期及び場所は、議会改革推進協議会において決定します。

2 報告会は、第5条に定める班単位で開催します。

(報告内容)

第3条 報告内容は、次の各号に掲げる事項とします。

- (1) 議会の活動状況
- (2) 予算・決算等の審議状況
- (3) 要望事項に対する処理状況
- (4) その他必要と思われる事項

(報告会での役割)

第4条 議会は、報告会において前条の内容のうち、必要なものを報告するものとします。

2 報告会における司会者、報告者、記録者等は、各班において協議し、決定します。なお、答弁については、全員で行うものとします。

(班編成・構成)

第5条 班は、4班編成とし、議員はいずれかの班に属するものとします。

2 班構成は、常任委員会、会派等を勘案し、議会改革推進協議会で協議し、決定します。

3 各班に代表者を置き、代表者は班員の互選により決定します。

(会場等)

第6条 報告会の日程及び会場については、議会改革推進協議会及び各班の代表者で協議し、決定します。

(市民への周知)

第7条 市民への周知をはかるため、開催日時及び会場を、「市広報」、「議会ホームページ」等に掲載します。

(記録)

第8条 報告会の記録は、記録者において要点を整理して作成します。

(報告会の次第)

第9条 報告会は、2時間程度とし、次第は概ね次のとおりとします。

- | | |
|------------------|--------|
| (1) 開会あいさつ | 班の代表者 |
| (2) 出席議員紹介 | 自己紹介 |
| (3) 議会報告 | 報告者 |
| (4) 要望事項に対する処理状況 | 報告者 |
| (5) 質疑応答 | 司会者が指名 |
| (6) 意見・提言等 | |
| (7) 閉会あいさつ | 班の代表者 |

(資料)

第10条 報告会での配布資料は、議会改革推進協議会及び各班で協議して準備するものとします。

なお、追加資料が必要と判断した場合は、各班にて適宜準備するものとします。

(結果の処理等)

第11条 班の代表者は、報告会終了後、文書による報告書を議長に提出するものとします。

2 市行政に対する要望・提言等で重要と思われるものについては、議長において取りまとめ、市長に文書等で報告し、対応を求めるものとします。

3 第1項の報告書は、「議会ホームページ」に掲載するとともに、その概要を、「ほうふ市議会だより」に掲載するものとします。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めるものとします。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行します。

附 則

この要綱は、平成24年4月11日から施行します。

附 則

この要綱は、平成25年3月1日から施行します。

附 則

この要綱は、令和4年4月27日から施行します。